

貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により策定した貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進等に関し、専門的な立場からの意見を聴くことを目的として、貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、市民並びに、産業界、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア（次条においてこれらを「産業界等」という。）の各分野において、総合戦略の推進等に関し優れた識見及び専門的な知識を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、委嘱された日から令和3年3月31日までとする。ただし、産業界等の各分野の中からその職に基づいて委嘱された委員の任期は、当該職に在職する期間とする。

(職務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事項について、積極的な助言及び提言を行うものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の取組の進捗管理に関する事項
- (3) 総合戦略の取組の効果検証に関する事項
- (4) 総合戦略に掲げる重要業績評価指標に関する事項
- (5) その他総合戦略に関する事項

(秘密保持義務)

第5条 アドバイザーは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第6条 市長は、アドバイザーに対し、毎年度予算の範囲内において報償金を支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、都市政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年6月15日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。